



A-PLAT

気候変動適応情報プラットフォーム
CLIMATE CHANGE ADAPTATION INFORMATION PLATFORM



地域気候変動適応計画の 目的と考え方

令和3年11月29日

国立環境研究所 気候変動適応センター



CCCA
Center for Climate Change Adaptation

国立研究開発法人
国立環境研究所
National Institute for Environmental Studies

気候変動への「適応」とは？

1

気候変動への対策は、大きく2つに分けられる

- ・ 温暖化の原因に直接働きかける「緩和」と同時に、影響への対処として、「適応」の取組も不可欠



気候変動適応法の施行

[平成三十年法律第五十号]
平成30年6月13日公布
平成30年12月1日施行

| 2

1. 適応の総合的推進

- 国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化
- 国は、各分野の適応を推進する**気候変動適応計画**を策定（H30年11月27日閣議決定）。その進展状況について、把握・評価手法を開発
- 環境省が、**気候変動影響評価**をおおむね5年ごとに行い、その結果等を勘案して計画を改定

各分野において、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な適応策の推進

水産業
農林

水環境
資源

生態系
自然

自然災害

健康

経済活動
・産業

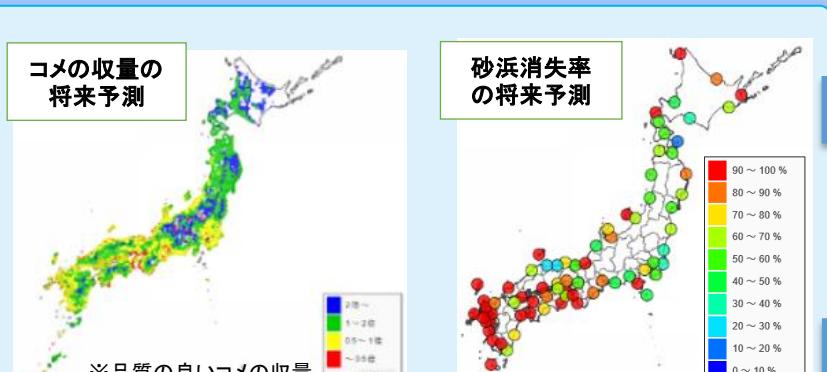
国民生活

- 高温耐性の農作物品種の開発・普及
- 魚類の分布域の変化に対応した漁場の整備
- 堤防・洪水調整施設等の着実なハード整備
- ハザードマップ作成の促進
- 熱中症予防対策の推進

等

2. 情報基盤の整備

- 適応の**情報基盤の中核として国環研を位置付け**



3. 地域での適応の強化

- 都道府県及び市町村に、**地域気候変動適応計画策定の努力義務**
- 地域において、適応の情報収集・提供等を行う体制（**地域気候変動適応センター**）を確保
- 広域協議会**を組織し、国と地方公共団体等が連携して地域における適応策を推進

4. 適応の国際展開等

- 国際協力の推進
- 事業者等の取組・適応ビジネスの促進

地域気候変動適応計画について

| 3

気候変動適応法 第十二条での位置づけ：

都道府県及び市町村は、**その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため**、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとする。

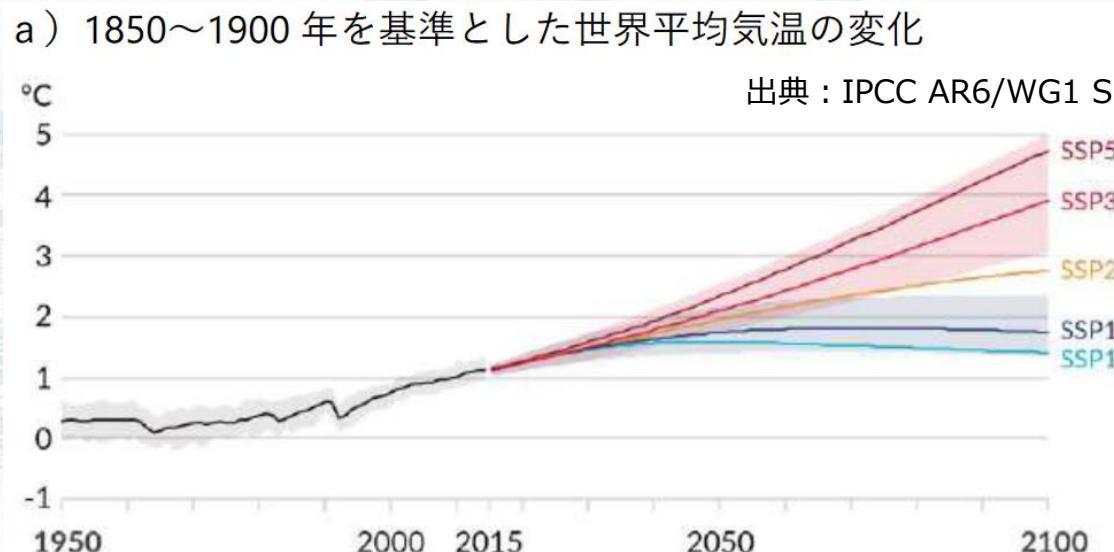
目的と意義	<ul style="list-style-type: none">科学的な知見に基づき、中長期的な視点で計画的な対策を進めること地域における優先事項を明確化し、適応を効果的・効率的に推進していくこと地域の適応を推進する上での統一した考え方や方向性を提示すること
策定の主体	<ul style="list-style-type: none">都道府県及び市町村が、それぞれ単独で策定する。共通の気候変動影響が想定される複数の都道府県・市町村が共同して策定する。
対象範囲	<ul style="list-style-type: none">原則として、策定を行う都道府県及び市町村の区域。区域を超えた適応策が必要となる場合は、関係する他の都道府県及び市町村や国等の関係者と十分に連携・協力しながら策定する。
形式	<ul style="list-style-type: none">独立した計画として策定する。地球温暖化対策実行計画や環境基本計画等関連する計画の一部に組み込む。
位置付け	<ul style="list-style-type: none">「適応法第 12 条に基づく地域気候変動適応計画」であることを計画自体に明記するなど、それの状況に応じてしかるべき対応を実施する。
影響評価と計画見直し	<ul style="list-style-type: none">最新の科学的知見を収集して、定期的に気候変動影響評価を実施する。影響評価に基づいて地域適応計画の見直しを実施する。

今、緩和（CO₂排出量の削減）を頑張っているから、
適応なんて必要ないでしょ？

| 4

NOです！

- これまで産業革命以前より世界平均気温は約 1 °C 上昇しました。
- これまでCO₂を排出してきましたし、これからもすぐにCO₂排出が止まるわけではありません（将来的に正味排出量ゼロを達成できるかどうかも現時点で確認はできません）ので、**これからも**（少なくとも数十年は）**気候変動は進行していきます**。
- そのため、気候変動に「適応」することは必須です！



各国が約束した目標も「1.5°C目標」達成にはまだ不十分

「適応」に取り組むことは、将来のあなたの「まち」をより魅力的で住みたくなる場所にするということです。

5



→その地域の将来の気候に合った稼げる産業（農林水産業、観光業など）があり、希望や活気に溢れた「まち」

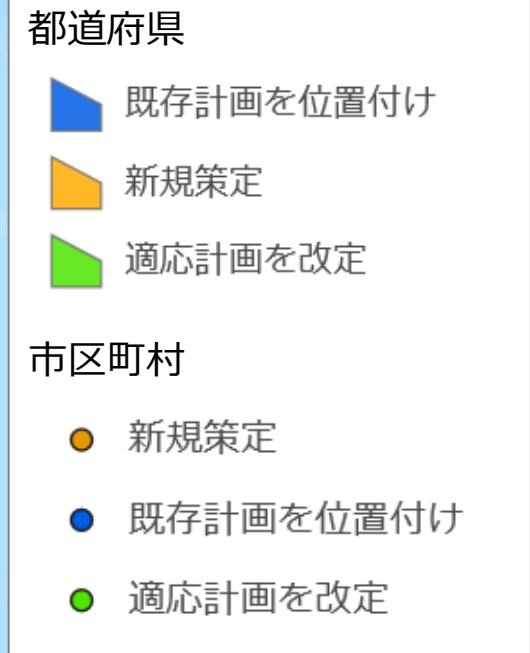
→被災や疾病リスクが少なく、安全・安心に暮らしたり事業を営んだりすることができる「まち」

→その地域の気候に合った形で自然と共存するとともにその恵みを享受し、文化的に豊かな暮らしができる「まち」

市区町村でも地域適応計画を策定するところが 増えてきています

地域気候変動適応計画の
策定状況
(令和3年11月20日現在)

都道府県 43
政令市 17
市区町村 37
計 97件



民間企業では、、、

ESG投資

従来の財務情報だけでなく、
環境(Environment)
社会(Social)
ガバナンス(Governance)
 の要素も考慮した投資

- 2015年、金融安定理事会（FSB）が「**気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)**」を設置
- 2017年6月、**企業の気候変動リスク等に関する情報開示について提言**

- 企業経営の**サステナビリティを評価**するという概念が普及
- 企業が気候変動の**リスク・機会を認識し経営戦略に織り込む**ことは、ESG投融資を行う機関投資家・金融機関が重視

TCFDによる全セクター共通の提言内容

ガバナンス (Governance)	戦略 (Strategy)	リスク管理 (Risk Management)	指標と目標 (Metrics and Targets)
気候関連のリスクと機会に係る当該組織のガバナンスを開示する。	気候関連のリスクと機会がもたらす当該組織の事業、戦略、財務計画への現在及び潜在的な影響を開示する。	気候関連リスクについて、当該組織がどのように識別、評価、及び管理しているかについて開示する。	気候関連のリスクと機会を評価及び管理する際に用いる指標と目標について開示する。
推奨される開示内容	推奨される開示内容	推奨される開示内容	推奨される開示内容
a) 気候関連のリスクと機会についての、当該組織取締役会による監視体制を説明する。	a) 当該組織が識別した、短期・中期・長期の気候関連のリスクと機会を説明する。	a) 当該組織が気候関連リスクを識別及び評価するプロセスを説明する。	a) 当該組織が、自らの戦略とリスク管理プロセスに即して、気候関連のリスクと機会を評価するために用いる指標を開示する。
b) 気候関連のリスクと機会を評価・管理する上での経営の役割を説明する。	b) 気候関連のリスクと機会が当該組織のビジネス、戦略及び財務計画（ファイナンシャルプランニング）に及ぼす影響を説明する。	b) 当該組織が気候関連リスクを管理するプロセスを説明する。	b) Scope 1 ^{※1} 、Scope 2 ^{※2} 及び、当該組織に当てはまる場合はScope 3 ^{※3} の温室効果ガス(GHG)排出量と関連リスクについて開示する。
—	c) 2℃或いはそれを下回る将来の異なる 気候シナリオ を考慮し、当該組織の戦略のレジリエンスを説明する。	c) 当該組織が気候関連リスクを識別・評価及び管理のプロセスが、当該組織の総合的リスク管理にどのように統合されているかについて説明する。	c) 当該組織が気候関連リスクと機会を管理するために用いる目標、及び目標に対する実績を説明する。

- **気候変動は**これからも否応なく**進行**していきます。
- **地域適応計画は**、気候変動時代における、皆さまの自治体の**明るい未来への道**です。
- 民間企業では、気候関連情報を開示し、高い評価を受ける企業が投資家から選ばれ、生き残っていくフェーズに入りつつあります。
- 自治体においても**地域適応計画を示し、将来の住民候補となる方々に選ばれる自治体**になりましょう！